

福島に続き福井の全原発を廃炉にして下さい

敦賀・若狭で原発が動きはじめて41年、私たちは福島第一原発の炉心溶融事故が起こる以前から、過酷事故の危険を常に肌身に感じつつ薄氷を踏む思いで暮らしてきました。

福島と同様、敦賀・若狭地方は地震予知連が指定した「特定観測地域」の範囲内にあり、大地震の起こる可能性が高いことは地震学界の常識です。しかも、地震学者の間では、今回のマグニチュード9という地震を予測しえなかったことで、これまでの地震研究の方法でとらえきれない地震がありうるという考え方が広まっています。つまり、これまでの予測をはるかに超える地震の発生の可能性を否定できず、しかもそれがいつ発生するのかも分からないというのです。地震の活動期が半世紀のあいだ続く日本列島で、敦賀・若狭の原発群が地震に襲われる「原発震災」がより切迫しています。地震による「原発震災」の危険がある日本では本来、原発の建設など許されないのです。

さらに、5名の死者を出した美浜3号炉の事故が証明しているように、原発全体の老朽化によるトラブルや事故が90年代以降ひん発しています。また、美浜1号炉や美浜2号炉などの原子炉の内部でもっとも深刻な事態が進行しています。それは、原子炉圧力容器の脆性遷移温度が上昇しているという問題です。とくに、20年前に細管破断事故を起こし ECCS(緊急炉心冷却装置)の冷水が注入されている美浜2号炉は、炉心に再び緊急冷却水を注入しなければならない事態が発生した場合、原子炉そのものが破壊する恐れがあります。

定期検査でも発見できない無数の傷を抱えている老朽炉は、直下地震の直撃を受けて過酷事故を引き起こす「原発震災」の危険を高めています。その上、美浜3号炉の事故は、その原因が老朽化だけでなく、電力会社の経済性追求による合理化(長期連続運転・定期検査の短縮・運転しながらの保守点検)の問題が加わっています。美浜2号炉で破断した細管は直前の定期検査で「健全細管」とされていたものです。定期検査がまともにおこなわれていても防げなかったのです。

かように今日、私たち国民は、経済性の追及により酷使されている老朽原発が地震に襲われるという差し迫った二重三重の危険にさらされているといえます。

ところで、老朽原発だけを廃止すればそれでよいかのような議論がありますが、大惨事を引き起こしたチェルノブイリ原発もスリーマイル島原発も、当時は新鋭の原発でした。この二つの事故は、最初はささいなトラブルから大事故に進化したものです。また、どんなに新しい原発であっても、直下地震に耐えられるという保証はありません。一日も早く脱原発の道を選択するしかないのです。

さて、すべての原発事故は、起こるべくして起きた事故であると言えます。美浜2号炉の細管破断事故の後、資源エネルギー庁は国として「わが国でも過酷事故が起こりうる」と初めて認めました。そし

て「想定外のトラブルが重なった際、設計の範囲を超えた炉心溶融や放射能の大量漏洩など過酷事故は起こり得る」として、事業者に過酷事故対策を指示しました。資源エネルギー庁のこの認識は、まさに福島事故そのものを予見したものといえます。ところが、抜本的な過酷事故対策はこれまで何もなされてきませんでした。

福井県(原子力安全対策課)は、「(過酷事故の確率は)東京ドームに隕石が落ちる確率を求めるようなもの。ある意味では机上の学問的議論」と取り合っておりません。その後も私たちは、事故があるたびに「想定外の事故だった」という言い訳を国や県から聞かされます。国だけの責任ではなく、県のこうした姿勢も問われるべきです。今回はたまたま福島で起きたにすぎず、いつでも同様あるいはそれ以上の過酷事故が福井で起こる可能性があることを誰も否定できないからです。

米国では、緊急時の住民避難計画の作成および実施を電力会社に義務付け、自治体政府がその実効性を認めなければ、運転許可が降りません。実際に、150キロ離れた人口密集地の避難計画が作れないという理由で運転できずに閉鎖された例や、海水浴シーズン中の遊泳客の避難計画が不十分という理由で隣州が反対し廃炉になった例もあります。原発を廃止させたニューヨーク州政府は、電力会社に税制上の優遇措置や電力料金の3~10年間5%値上げを認めました。原発政策を国策で進める日本では、ニューヨーク州政府と同じような対応をとることはできませんが、「住民を守るこそ自治」という何よりも自治を重んずる姿勢に学ぶべきです。

すでに、福島県議会は全10基の廃炉を求める請願を採択し、自民党県連をはじめ県民がこぞって脱原発を宣言しています。そして佐藤雄平知事は11月30日、県の復興計画に「原子力に依存しない社会を目指す」との基本理念を盛り込み「国と東電に対して、10基の原発の廃炉を求める」と明記する表明を行いました。茨城県の村上達也東海村村長も東海第二原発の廃炉を求め、「地震列島の日本で原発を持っているのは正気の沙汰ではない。浜岡原発だけが危ないわけじゃない」と明確に脱原発を表明しています。静岡県内の多くの自治体も浜岡原発の運転再開に反対しています。世界に例を見ない原発集中立地自治体であるわが県は、全国に先駆けて脱原発を表明すべきです。私たちは、貴職に以下のことを申し入れます。

- 1、その可能性を誰も否定することのできない過酷事故が起こる前に、自治体の首長として、福井の原発14基の廃炉を決意してください。かつて佐藤栄佐久・元福島県知事のもとで、廃炉後も立地自治体が自立的な財政運営を可能にするポスト原発の地域振興策を図るための模索が県をあげて進められていました。こうした先駆的な取り組みに習い、県レベルで独自の「脱原発プログラム」を策定してください。佐藤雄平知事は11月30日、「原発関連税収や交付金が失われても、税制を精査して取りくむ」「双葉郡など立地自治体の原発関連に替わる雇用を生み出す」という不退転の決意を表明されています。

- 2、停止中原発の運転再開の判断にいかなる「条件」も出さないで下さい。その同意条件に、原子力防災計画の改正を盛り込むなどもってのほかです。なぜなら、フクシマの現実を見れば、どんな防災計画も住民を被曝から守ることができないことはすでに誰の目にも明らかだからです。運転再開の是非の議論と原子力防災計画の改訂の議論とは全く別次元の問題です。
- 3、立地自治体に激しい痛みを伴うことのない「脱原発プログラム」を早急に策定するよう国に要請してください。「脱原発プログラム」を実現するために次の4つの具体策を求めて下さい。
- ① 電源三法を廃止し、原発や核施設の立地自治体が脱原発社会への転換を目指すことを容易にする財政的支援策を国が講ずること。
 - ② 9電力が独占している発送電を分離し、電力の完全自由化を促進するための法改正。
 - ③ 原発の建設を促しやすい現行の電気事業法の「総括原価方式」を廃止すること。
 - ④ 8月に成立した再生可能エネルギー促進法では、肝心の買い取り価格と期間が未定です。太陽光・風力をはじめとする再生可能エネルギーで発電した電気の固定価格での全量買い取りを電力会社に義務付けること。
- 4、法や制度の改変無しでも可能な最初のステップとして、30年を超えた原発の廃炉を電力事業者と国とに求めてください。ウェスティングハウス社は原発の寿命を30年として設計しています。
- 5、全ての原発が廃止されるまでの暫定的措置として、福井県内の各自治体が、電気事業者との立地並み安全協定（第5条 輸送計画の事前連絡「新燃料、使用済み燃料、放射性廃棄物等の輸送計画の事前通告」、第10条 適切な措置「原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限」、第11条「運転再開の協議」の各項を含む）を締結するよう指導してください。
- 6、全ての原発が廃止するまでの暫定的措置として、福井県内の各自治体が、原子力防災計画の中にヨウ素剤の家庭配布の計画を盛り込むよう指導してください。政府は、50キロ圏内の自治体にヨウ素剤配備の計画を表明していますが、ヨウ素剤の服用が遅れては無意味です。
- 原発の廃絶こそが国民が安心して暮らせる唯一の原子力防災です。たとえば、ヨウ素剤で他の放射能は防げません。何よりも、ヨウ素剤が配備され、原発事故防災を日々意識して生活しなければならないという愚かしい倒錯に私たちは気づいています。今ある原発は一刻も早く廃止すべきです。

提出団体：サヨナラ原発福井ネットワーク 若狭連帯行動ネットワーク

連絡先 福井県越前市入谷町13の20 山崎方 TEL 090-6271-8771

原発立地に関する公開質問状

本年3月11日の東日本大震災から9か月が過ぎようとしています。福島第1原発の破滅的な事故の危険性が日に日に明らかになりつつあります。家や農地・仕事を奪われてしまった人々の生活はいつ回復されるのでしょうか。放射性物質の除染がままならないまま、行政や電力会社による子どもたちの救済の方針さえ示されていません。また、放射性物質による被害は日本中におよび、人々はその飛散や、食物への混入による健康と命への影響を恐れる日々を過ごしています。私たちは、この事故による放射能被害が海外におよぶことも恐れています。さらに、炉心溶融という危機的事態のゆえに、そもそもの事故の全容の解明もはばまれております。

この問題は、14基もの原子炉が設置されている福井県に住む私たちにとって人ごとと思うことのできないものであり、その点は県政を預かる知事としましても同じ思いでおられることと存じます。その意味で、県当局が、経済産業省からの原発の再稼働要請に対して、福島事故への地震と高経年化の影響の究明が不十分であることを理由に、受け入れを拒否しておられることは、住民の生活と健康そして命を守ることを優先させた見識ある判断と理解し、感謝を申し上げます。

とはいえ、私たちは、この問題の深刻さを考慮に入れるならば、より根本的に下に示すような措置を取ることが求められるものと考え、その旨を知事にお伝えし、ご回答をいただきたく、公開質問とさせていただく次第です。なお、私たちの危惧が、「東日本大震災、あるいはそれを超える震災や、原発稼働における人為的ミスなどは起こりえない」とする根拠のない前提に立った判断をすることなどはできない、との考えにもとづくものであることを申し添えさせていただきます。実際、地震学者の間では、今回のマグニチュード9という地震を予測しえなかったことで、これまでの地震研究の方法でとらえきれない地震がありうるという考え方が広まっています。また、福島事故においても、信じがたい人為的ミスがいくつも伝えられていることもご存じの通りです。

私たちの質問と知事による回答は、私たちのホームページに掲載する予定でおります。それによって、住民の皆さんがこの問題を考えるためのひとつの資料としていただければとの考えによるものです。

以下、私たちの質問ですが、回答は遅くとも一か月以内に文書にていただけますようお願いいたします。

【1】福井県として、福島級あるいはそれを超える原発震災が発生した場合でも、十分に住民の安全と生活を守りきることが可能であるとお考えでしょうか。可能であるという場合は、その根拠をお示しいただければと存じます。また、守りきれないということであれば、原発の廃炉、あるいは少なくとも対応可能となるまでの間は政府と電力会社に運転停止を求めるということ以外にはありえないと考えるのですが、いかがでしょうか。

【2】原発の稼働に関しては、使用済み核燃料の処理の問題もあります。この問題は、原発稼働以来40年を超えてもなお解決がついておらず、将来の世代に核燃料消費のつけを回すこととなっています。この点からも早急に原発の稼働を停止し、廃炉に向けたとりくみを進めるべきものと考えているのですが、いかがでしょうか。

なお、高速増殖炉につきましても、使用済み核燃料の問題を解決するわけではなく、しかもその危険性は他の原発に比べて格段に高いということを考えれば、ただちに廃炉にすべきであると考えているのですが、いかがでしょうか。

【3】原発の再稼働の可否に関して、県当局としては、政府による福島事故への地震と高経年化の影響の究明が不十分であるとしつつも、暫定的な安全基準が示された上で県としての判断を行う旨の表明をされています。しかし、政府や電力会社は、これまで原発に関する情報の秘匿や安全神話の流布など、人々への背信行為をくり返してきており、しかも、福島事故は、炉心溶融のために、その全容解明がはばまれています。こうした状況を考慮に入れるならば、政府による暫定的な安全基準に信頼をおくなどということはないものと考えているのですが、いかがでしょうか。私たちは、上にも述べましたように、福井県当局として福島級あるいはそれを超える原発震災に対応しきれない、使用済み核燃料の問題を解決する見通しも持つことができないということであれば、きっぱりと原発の再稼働を拒否すべきであると考えているのですが、いかがでしょうか。

また、福島級またはそれを超える原発震災が起こった場合、その被災は日本中のみならず、海外にまで及ぶことが危惧されます。そのような事態に陥った場合の立地自治体としての責任について、どのようにお考えでしょうか。

【4】県内では、原発がなくなった場合の雇用の確保についての懸念が、多くの人々から発せられてきました。このことに関して、福島県の佐藤雄平知事は11月30日に同県の復興計画案を示した中で、同県内の10基の原発をすべて廃炉とすることを求めるとともに、原発関連に替わる雇用を生み出すという決意を表明されました。これは福島の人々の心からの反省にもとづくものであると考えますが、このことに関する西川知事の考えをお聞かせいただければと存じます。

また、福井県は、'94年に原発15基体制についての総括を行った際、原発が地元の雇用の拡大には結びつかず、恒久的福祉の実現にもほど遠く、逆に相次ぐ原子力事故で観光産業が深刻な打撃を受けてきたとの分析を行っていました。それから18年が経過しようとしています。事態は好転したのでしょうか。私たちは、原発の立地が地元の雇用の拡大にも結びつかず、かつ地域の自立的振興を妨げるものとなっていると考えているのですが、この点に関する知事の考えをお聞かせいただければと存じます。

サヨナラ原発福井ネットワーク
連絡先
越前市入谷町13-20 山崎方
Tel: 090-6271-8771